

みなし決議に関する理事会 議事要旨

I 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

第1号議案 副理事長の選任について

桑村副理事長の辞任に伴い、令和5年2月13日開催の評議員会において選任された次の理事を副理事長とする。

氏 名	役 職 等
和 氣 正 典	品川区副区長

付帯事項

公益財団法人品川文化振興事業団の理事長の職務を代理する副理事長の順序を定める規則の改正

公益財団法人品川文化振興事業団定款第17条、第24条、第33条及び第34条の規定により理事長の職務を代理する副理事長の順位は、次のとおりとする。

第一順位	副理事長	和氣 正典
第二順位	副理事長	松浦 啓雄

II Iの事項の提案をした理事 理事 中川原 史恵

III 理事会の決議があったものとみなされた日 令和5年2月13日

今般、理事全員から、令和5年2月13日までに別添同意書をもって、提案の内容に同意する旨の意思表示がなされた。

よって、上記のとおり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条（一般財団法人の場合にあっては、一般社団法人及び一般財団法人

に関する法律第197条において準用する第96条)の規定により、理事会の決議があったものとみなされたので、これを証するためこの議事録を作成した。

公益財団法人品川文化振興事業団

理事長 中川原 史恵